

後期高齢者医療保険料支払い方法の変更について

後期高齢者医療保険料のお支払い方法は、**年金引き**か**口座振替**を選ぶことができます。

【年金引きを選択する場合】

手続きの必要はありません。ただし、年金引きが開始されるまでの間(概ね6か月～1年)は、納付書で納めていただくことになります。

【口座振替を選択する場合】

口座振替の届け出(各金融機関窓口へ)と裏面の徴収方法変更申出書の提出(市窓口へ)の手続きが必要になります。ただし、保険料の納付状況によっては、口座振替が認められない場合があります。次の**口座振替を選択する手順**により手続きをお願いします。

口座振替を選択する手順

① 金融機関に口座振替の届け出を行う。

(すでに後期高齢者医療保険料が口座振替になっている方は、裏面の申出書の提出だけで結構です。)

●届け出に必要なもの

- ・ 口座振替依頼書(申込用紙は各金融機関に備えてあります。)
- ・ 振替を行う預金口座の通帳とお届け印
- ・ 被保険者番号(保険証の番号)

② 税務課窓口で年金引き中止の手続きを行う。

(山川・開聞庁舎でも受け付けできます。)

●手続きに必要なもの

- ・ ①の手続きで提出した口座振替依頼書の本人控え
- ・ 徴収方法変更申出書(裏面の申出書に署名・押印をして提出ください。)

口座振替の手続きができる金融機関等

いぶすき農業協同組合	(株)鹿児島銀行	(株)南日本銀行
鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	鹿児島県信用漁業協同組合連合会
九州労働金庫	ゆうちょ銀行	

➤ 年金引きを口座振替に変更すると所得税等が減額されることがあります。

所得税や住民税の申告のとき、年金引きにて支払われた保険料は、本人の社会保険料控除にしか使えません。

ただし、口座振替により納付された場合、口座振替で納付された方が所得控除として使うことができます。

これにより、所得税や住民税が減額される場合があります。

ご注意いただきたいこと

○口座振替の手続き後、年金引きを中止するのまでの期間が3～4か月ほどかかります。
 (例：6月・7月手続き → 10月年金引き中止、8月・9月手続き → 12月年金引き中止)
 ※新たに手続きが必要です。

○国民健康保険税を口座振替によりお支払いになられていた方も、後期高齢者医療制度へ加入された場合は、改めて口座振替の手続きが必要となります。

○年金引き・口座振替される保険料額について

年金引きは、あらかじめ保険料を年金保険者(厚生労働省等)が年金から差し引き、直接本市へ納入します。なお、1年間(4月～翌年3月)の保険料は、4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回に分けて差し引かれることとなります。

また、1年間の保険料は7月に確定するため、4月・6月・8月は、前年度所得より仮算定した保険料となります。10月・12月・翌年2月は、確定した保険料と4月・6月・8月の仮算定分との差額となります。

口座振替は、7月に1年間の保険料を確定したものを、7月から翌年2月までの8回に分けて指定された口座より振り替えを行います。(7月に一括振替もできます。)

振替口座は、本人名義以外の口座でもお手続きできます。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

指宿市役所 税務課 保険税係

TEL 0993-22-2111 (内線224・225・226)

様式第1号 (第2条関係)

後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出書

年 月 日

指宿市長 様

住 所

申請者

印

後期高齢者医療保険料の徴収方法について、次のとおり申し出ます。

被 保 険 者	氏名	①	被保険者 証番号							
	住 所									
	電話番号									

- 1 特別徴収から普通徴収(口座振替)による徴収方法への変更を申し出ます。
 なお、口座振替変更後に納付が滞った場合は、特別徴収による納付に変更することに同意します。
- 2 普通徴収(口座振替)から特別徴収による徴収方法への変更を申し出ます。

【市使用欄】

※ 1については、手続き済みの指宿市口座振替依頼書の写しを添付すること。